

## 部落解放同盟高知県連合会の申し入れに対する回答

(2017年7月24日付け解高発62007号)

1 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、首長ならびに教育長としての基本認識と見解を明らかにしていただきたい。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）は、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関して、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたものであり、同和問題の解決に向けて大きく寄与するものであると受けとめています。

県としましては、これまでも同和問題の解決に向けて様々な取組を行ってきていますが、この法の趣旨も踏まえ、差別のない、差別が受け入れられない、人権が尊重される社会の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

2 「部落差別解消推進法」における相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別に係る実態調査などについて、国に対し積極的に取り組むように働きかけるとともに、具体的な施策を講ずるように要望されたい。

国に対しては、全国知事会を通じて、国の施策（相談体制の充実、教育・啓発、実態調査）について、その内容や国と地方の役割分担の考え方、さらには、スケジュール等を早急に明らかにするよう要望してきているところです。

今後におきましても、必要に応じて対応していきたいと考えております。

3 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、「部落差別解消推進法」の周知徹底について積極的な取り組みをされたい。

同和問題の解決に向けて、新たに施行された法の趣旨を、県民に周知していくことは大変重要であると考えており、これまでも県の人権課のホームページへの掲載をはじめ、市町村職員の人権担当者会や「部落差別をなくする運動強調旬間事業」、さらには、県職員の研修会などを通じてその周知を図っているところです。

今後におきましても、（公財）高知県人権啓発センターが行う講師派遣研修の機会や、人権啓発広報誌なども活用してその周知に努めてまいります。

**4 高知県人権尊重の社会づくり条例、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化とともに、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置づけられたい。**

高知県人権尊重の社会づくり条例に基づく、高知県人権施策基本方針につきましては、平成26年に大幅に改訂し、「現状と課題」や「今後の取組」等について具体的な方向性を示すとともに、人権教育と人権啓発で実施するすべての事業にPDCAサイクルを取り入れて事業を推進しています。

人権啓発事業は、事業効果の把握が難しいといった側面もありますが、今後におきましても、このPDCAサイクルを徹底することで、より実効性のある施策の実施に向けて取り組んでまいります。

また、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員につきましては、人権課題ごとに1名とされているところですが、同和問題に係る現在の委員は、同和問題に永く関わってこられ、深い理解と見識を持たれた方であります。

高知県社会づくり協議会の委員につきましては、今後においても、こうした考え方で選任してまいります。

**5 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、自治体職員及び教職員への研修の取り組みを積極的にすすめられたい。**

自治体職員は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められており、高知県人権施策基本方針においても、特定職業従事者として位置づけるとともに、人権に関する研修をより充実するよう求めています。

法施行後における取組としましては、県職員の新規採用職員研修や人権問題指導者研修などにおいて、また、県内3ブロックで実施する市町村の人権教育・人権啓発担当者会や市町村への講師派遣研修などにおいて、法の周知も含めた同和問題に対する正しい理解や認識を深める取組を行ってきています。

今後におきましても、同和問題の解決に向けて、引き続き、様々な機会を捉えてこうした取組を行ってまいります。

**6 相談体制の充実に向けて、人権関係部局の充実など積極的な取り組みをすすめられたい。**

県における同和問題に関する相談体制につきましては、県の人権課及び（公財）高知県人権啓発センターが相談の窓口を設けて対応しており、引き続き、当該相談体制により対応していきたいと考えております。

また、法の第4条第2項においては、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るように努めるものとする。」と規定されておりますことから、今後示される国の方針を踏まえ、しっかりと対応してまいります。

7 学校教育における部落問題学習、同和教育の現状把握とともに、今後の取り組みにあたっての基本的見解を明らかにされたい。

\* 要望7については、高知県教育委員会が回答。

8 「部落差別解消推進法」における部落差別に係る実態調査に関して、国の協力を含めて積極的に取り組まされたい。また、実態調査に係る内容や手法についても研究、検討されたい。

法第6条において、「国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」と規定されておりますので、国から協力依頼があった際には、法の趣旨に沿って、対応してまいります。

なお、実態調査に係る内容や手法については、国において研究、検討されるものと理解しておりますが、国における調査の研究や検討の過程において協力依頼があった際にも、同様に対応してまいります。

9 インターネット上の部落差別情報の掲載に対して、その現状把握と対応策の検討をすすめられたい。また、「プロバイダ責任制限法」の改正を積極的に国に働きかけられたい。

インターネット上の部落差別情報の掲載につきましては、プロバイダの業界団体が定めるガイドラインにおいて、法務省の人権擁護機関から削除要請があった場合の対応を規定していることから、差別情報を発見した際には、高知地方法務局に対して情報の削除要請を行っておりますが、海外のプロバイダを介した極めて悪質な事案が存在すること、また、ネット上の情報自体も極めて大量に存在することなどから、十分な対応にはなっていないのが実状です。

また、「プロバイダ責任制限法」は、プロバイダの損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示の2つのことのみを規定している法律であり、インターネット上の限定的なケースに限って適用される法律でありますので、同法の改正だけでは抜本的な解決には至らないのではないかと考えております。

こうした現状を踏まえ、県では、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応できるよう、早急に、実効性のある人権救済制度を確立することが必要であると考えており、その実現に向けて、全国知事会を通じて国に要望しているところです。